

中小企業金融前史(上)

松本重一

目 次

まえがき

- 一. 明治初・中期における在来産業・小工業の概観
- 二. 明治初期信用制度の導入・整備といわゆる「銀行以外の金融機関」
(以上本号)
- 三. 「信用組合」構想の登場とその背景
- 四. 産業組合法の成立と信用組合の展開

結び

まえがき

わが国における中小企業問題は、他方の農業問題とともに日本の資本主義の構造上、最も「弱い環」の一環として存在する。そしてその「問題性」の内容は、周知のとおりきわめて多岐にわたっており、しかも諸外国に比していちぢるしく特殊性を帶びているのが特徴である。

こうしたわが国の中企問題の特色は、いうまでもなく基本的には日本資本主義の成立・発展の諸条件に規定されてきたものにはかならない⁽¹⁾。すなわちかかる諸条件こそは、日本資本主義のきわめて短縮された展開を通じて農民層の分解をおしゆがめ、かつ容易に中小企業の存立条件を提供し⁽²⁾、同時にまた中小企業の「問題性」をいちぢるしく増幅させてきたのであった。

(1) 日本資本主義の成立・発展の諸条件についても、まず次の基本的な点だけは確認しておかねばならない。すなわち明治維新を媒介に進んだ日本資本主義の成立は、周知のとおり、世界的には先進国がすでに帝国主義段階前夜である時期にいわゆる「遅産」し、他方国内的には成立の諸条件がなお未熟なまま「早産」して上から強力に推

中小企業金融前史（上）

し進められたということ、またその後の発展も、帝国主義列強の中国をめぐる植民地政策の展開という国際情勢下におこなわれ、早くも1910年代には独占資本の形成がみられるというきわめて急速なものであったという点、である。そしてまさにこの点が、日本資本主義に「後発資本主義」としての特異な発展をもたらし、したがってまたその体質に、後進国的で複雑な構造的特質をあたってきたのであった。なおこの成立・発展の問題については、詳しくはさしあたって揖西・大島・加藤・大内「日本資本主義の成立」(I, II)、および「発展」(I, II, III)を参照されたい。

(2) わが国の中小企業の形成は、概して明治政府の近代的諸工業の移植育成策の影響により、本来の成長をはばまれたマニュファクチュアおよび移植小工業が農村の膨大な停滞的過剰人口を利用しつつ、問屋制支配のもとで早期から部分的に小機械を採用し中小企業化して行くのが特徴である。なお低賃金労働は、中小企業の存立条件として不可欠の必要条件であるとはいえ、ただそれだけでは中小企業がたえず拡大再生産されるための十分条件とはいえない。その拡大再生産が可能であるためには、いまひとつ中小企業がたえず成長を阻止され、中小企業の枠内で停滞し、没落・発生をくりかえすという条件——他方における独占資本の存在という条件がなければならぬことに注意しなければならない（大内力「日本経済論」(下) 520～525頁）。中小企業問題が独占段階特有の問題であるといわれるのも、この意味から理解しておく必要がある。

ところで中小企業における資本の蓄積は、一般的にきわめて制限されている。しかしそれは中小企業の過当競争なり、低生産性なり、かつまた独占資本の圧力なりのゆえばかりではない。むしろそれらの原因であり結果でもある銀行信用の利用——社会的資金の動員という関係から、中小企業がつねに疎外されていくことによっている。すなわち独占資本主義の段階では、資本の有機的構成の高度化・固定資本の巨大化にともなって銀行と産業企業のあいだの信用関係に一定の変化（流通信用から資本信用へ）が生じ、金融資本の成立によって社会的資金の大部分は巨大銀行に集中されたうえ、独占資本へ優先的に供与されていくことが支配的となる。したがってこうした金融機構のもとでは、必然的に中小企業のあいだでたえず金融難が生じるのであり、そこで資本蓄積はきわめて小さく制限されざるを得ないのである。もっとも中小企業の金融難の意義は、いうまでもなくたんに中小企業の受信能力の過小性や金融市場からの疎外、さらにまた金利高、代

中小企業金融前史（上）

金支払遅延などによる経営危機の問題にのみ矮少化されるのではない。そうではなくて一般的にこのような機構のなかでは、吸収された中小企業の預金の少なからざる部分までもが中小企業向け金融機関の資金運用によって大企業へ集中され、中小企業の金融難はより増幅されるという特有の関係において理解されなければならない。したがってこのような中小企業の金融問題は、そこでは中小企業問題の集中的表現として提起され、中小企業政策においては中小企業協同化・組織化政策とともに金融政策がその中心的柱となるのである⁽³⁾。

(3) この点については、さしあたって蔵園進「中小企業金融」（揖西・岩尾・小林・伊東編『講座中小企業』第二巻）を参照のこと。

このようなわが国の中企業に対する金融政策は、歴史的には第一次大戦前後から昭和初期の過程を通じて、いわゆる「救済金融」として確立される。すなわちこの間の本格化した慢性的不況において、広範な中小企業の深刻な経営危機、没落、窮乏化が社会問題化してきたのに対し、政府は一方で中小企業の組合化政策を進めると同時に、他方では財政資金の投下と中小企業関係金融機関の整備をもってその救済にあてたのであった。このことはいうまでもなく、日本資本主義の独占段階への移行にともない、農業における小農の問題と同様中小企業の問題が、もはや資本主義みずからの運動においてはそのままでは解消し得ない問題として提起されたことを意味している。したがってその後の政策においては、農民保護政策とともに中小企業保護政策の社会政策的展開が、資本主義発展を維持するうえできわめて重要な課題となるのであった。そしてまたその意味では、第二次大戦を経て戦後に完成された今日の中小企業金融政策体系の原型も、かかる政策の一環としてほぼこの過程であたえられたといい得るのである。

さて以上概略述べてきたところから、中小企業の金融問題は、中小企業問題の集中的表現であると同時に、すぐれて独占段階特有の問題であることはあきらかである。したがってわれわれが中小企業金融問題をとりあつかうにあたっては、それが日本資本主義の構造と金融機構のなかで、どのような内的関連と機能をもち、かついかなる歴史的意義を有するかがあきらかにされねばならぬであろう。

中小企業金融前史（上）

しかし從来この問題については、金融史または政策史のなかで部分的にとりあげられる場合が多く、またそこでの解明は、必ずしも十分におこなわれたとはいがたいものがあった。

そこでこうした観点から、以下中小企業の金融問題の歴史的検討をこころみようとするのであるが、まずここではその手がかりとして、この問題の前史をなす明治初・中期のいわゆる在来産業・小工業をめぐる金融問題を対象に検討を加えたいと思う。というのは、いうまでもなく前史との関連においてのみ、それを歴史的に正しく位置づけるからである。このことが本稿の課題である。

一．明治初・中期における在来産業・小工業の概観

明治維新と在来産業・小工業への影響 よく知られているように、明治維新（1868年）によって成立した維新政府の歴史的課題は、当時の国際情勢のもとでいかに急速に資本主義の発達をはかるかにあった。したがって政府は、ここでくわしくたちいるまでもなく、維新直後きわめて急激に封建的諸制限——関所番所、問屋株による自由営業の制限、封建的身分制度、職業・移転の制限、田畠勝手作・永代売買の禁止、伝馬・助郷役など——の撤廃をおこなう一方、他方においては殖産興業・富國強兵政策として、機械制大工業を中心に金融、交通、通信などの近代的産業をはじめ、資本主義生産のためのあらゆる諸制度の移植育成と整備にその努力を傾注したのであった。とりわけ近代的工業の移植育成については、製糸、紡績などの軽工業から軍事工業、鉱山などの重工業にまでわたって模範工場を設立し、これを官業の経営とともに、さらに私的企業にたいしても、勧業助成金の投下、会社の設立指導、博覧会・共進会の開催など各種の奨励助成策をおこなって、資本主義のより急速な発達をうながしたのである。

このようにして、日本の資本主義は徳川封建社会の崩解過程から徐々に進みつつあった原始的蓄積の過程を、さらに一層強力に上から推し進められることになった。すなわちこれらの諸施策の推進と、加うるに明治7年から13年にかけての激烈なインフレーションおよびその後の紙幣整理の過程を通じて、近代的産業は

中小企業金融前史（上）

急激な発達をしめし、また10年代には官営工場の民間払い下げがおこなわれるなどして、早くも20年前後にはほぼその形をととのえるにいたるのである。しかも、その後の発展もまたきわめていちぢるしかった。つづくほぼ20年間には、日清、日露戦争を契機に軽工業、重工業とともに確立して比較的順調な発展をとげ、さらに日露戦後の反動不況にはじまる慢性的不況の到来と独占資本の形成の時期には、すでに日本の資本主義が独占段階へさしかかったことをしめすほど急速なものであった。しかしながらこうした急速な形成・展開の過程は、同時に日本の資本主義にさまざまな特色を賦与するところとなった⁽¹⁾。とりわけ移植された近代的工業がはじめから高度に発達した機械制大工業であったことは、農民層の分解を不徹底とするかたわら、他方ではしだいに展開をみせはじめたマニュファクチャアを、かかる大工業の圧迫によりきわめて早期に「近代的マニュファクチャア」⁽²⁾に転化させ、かれらを在来産業・小工業⁽³⁾としてのちの中小企業の基盤を広範に形成するところとなつたのである。

(1) 摂西ほか「日本資本主義の成立」(1), 270~271頁参照。

(2) マルクスのいう、工場制度の発展と農業上の変化にともない変革されるいわゆる「近代的マニュファクチャア」(長谷部訳『資本論』(2) [青木書店], 737~751頁)。

(3) いわゆる在来産業(在来より内生してきた諸産業)観にたいして、より発展した小工業としての概念が登場するのはほぼ明治の30年代である。これは当時、移植されたマッチ、金口、洋傘、ガラス製品、鉛筆、刷子、タオル、メリヤス、電球、班卿鉄器などの諸工業がすでに都市周辺の小工業として形成され、大工業に比較して停滞し、固定化する傾向の強まってきたことを背景としている。文献史的には、桑田熊蔵『工業経済論』(明治30年)、田島錦治『最近経済論』(同)、高野岩三郎「大工業と小工業の競争を論じて小発動機の経済上に於ける効用に及ぶ」(『国家学会雑誌』第10卷, 113, 115号, 明治29年)、荒川又三郎『小工業の前途』(明治37年)などがあり、いずれも政策的提唱としてではなく、技術的観点から大工業との優劣を論じている。また当時の小工業の貴重な実態調査・分析資料としてつとにあげられているものに、民間では横山源之助『日本の下層社会』(第2編『職人社会』、第3編『手工業の現状』)、政府のものでは、農商務省商工局調査『職工事情』(明治36年)がある。なお、こうした中小企業に関する概念の歴史的变化については、尾城太郎丸「日本中小企業論史」(摂西ほか『講座中小企業』, 第2卷)参照のこと。

中小企業金融前史（上）

では上のような近代産業の移植の過程において、国内の在来産業（工業）はどのような影響をうけたのであろうか。それは概略つぎの二つの側面からあらわれている。

すなわち第一に、在来産業は、内外の近代的工場工業によって破壊的な圧迫を受けたのであり、第二に、従来の封建的な保護・統制の撤廃によって飛躍的な自由競争に直面し、相互の共倒れ的な窮乏を余儀なくされたのである。第一の場合には、まず幕末期より明治10年ごろまでは、もっぱら海外の輸入工業製品（綿糸、綿織物、鉄、銅、金属製品、紙、砂糖など）による国内工業製品の駆逐としてあらわれ、さらにそれ以後は、移植された機械工業の発展につれて、綿業、製糸、製紙、製革などの業種が圧迫または停滞を余儀なくされている。直接間接の打撃が大きかった業種は、綿織物・生糸・鉄・金属諸製品・製紙・製革・砂糖などの各業種におよんだのであった。

また第二の場合には、明治元年より7年ごろにかけて幕府諸藩の保護や特権的な株仲間によるギルド的統制の撤廃が推進され、無秩序的な商人活動にもうながされて家内工業者の群生と濫造が生じた。その結果、在来諸工業は激烈な競争に直面し、加うるに7年から13年の不換紙幣の増発にもとづくインフレーションの影響によって、投げ売りと粗製品の氾濫による窮乏化があらゆる部門にわたって進行した。とりわけはなはだしかったのは、諸藩の保護と仲間統制の強かった各地の特産物的な絹織物・綿織物・金属器・陶磁器・漆器・木竹製品などの業種であった。しかも14年以降の紙幣整理による不況の過程によって、その衰微はきわめて深刻な様相を呈したのである⁽⁴⁾。

(4) 由井常彦『中小企業政策の史的研究』、5~10頁参照。

在来・小工業対策の概要と在来・小工業の展開 しかしながら、こうした直接間接に移植工業との対抗関係から生じた在来工業の窮乏化と停滞は、いわゆる「在来工業問題」を顕在化させ、当然政府の従来の殖産興業政策にたいする強い批判とその振興策の提言を生むところとなった。とりわけこの問題を本格的に観察し、またのちの政策にも影響をあたえてきたのは、よく知られているとおり農商務省

中小企業金融前史（上）

調査『興業意見』（明治17年）およびその編纂主任であった前田正名（農商務省官僚）による『所見』（明治25年）である⁽⁵⁾。すなわちかれは、『興業意見』においてとなえた見解を、さらに『所見』のなかに展開させ、わが国の工業を「固有工業」と「器械的工業」の二種に分けて対比したうえで、主に輸出振興と輸入防遏の観点から前者の優先的振興（保護育成）とその具体的施策を提唱したのであった。

(5) 『明治前期財政経済史料集成』第18巻。なおこうした点について、この時期で『興業意見』以外には、民間の星松三郎「親察録」（明治18年）、政府顧問ゴットフリード・ワグネルの談話（「ワグネル氏ノ工業ノ方針」明治21年、土屋喬雄編『G・ワグネル維新産業建設論策集成』所収）などの見解がある。また当時（明治17、18、19年）の各産業の状態については、農商務省「農商工概要」、『明治前期産業発達史資料』別冊⑩ V、に詳しい。

かくして、明治10年以降、内国博覧会・共進会の開設以外としてみるべき方針のなかった在来工業にたいする施策は、ほぼこの時期を前後にして反省されるところとなった。そして農商務省の設置（明治18年）ともあいまち、それはまず20年代半ばにかけて、(1)主要な在来工業諸産地にたいする改善指導、(2)同業者間の濫造濫売にたいする取締行政、の二点となって実現されたのである。すなわち(1)については、18年以降の工業物産改良指導の実績は、明治23年にうちきられるまで、対象業種で綿織物・絹織物・清酒醸造・和紙・陶器・磁器・漆器・金属器の各業種、対象府県は3府24県におよんでいる。さらに20年代を通じては、各産地に講習所・伝習所・陳列所あるいは巡回教師制度などが、府県の資金助成を通じて全国的に普及をみることになった。また(2)については、濫造濫売による疲弊防止を目的とする同業組合の法制化をはかり、まず17年に、府県の設置認可基準として『同業組合準則』を通達した。しかしこれは、取締りの方法、非加入者にたいする制裁、組合への加入脱退など不備な面があったため、その後25年に取締規則（重要輸出品、主要物産にのみ限定）をあらためて通達し、さらに30年には「重要輸出品同業組合法」公布、33年にいたってようやく強制加入制度を適用した「重要物産同業組合法」の制定をおこなっている⁽⁶⁾。

(6) 由井『前掲書』、25~37頁参照。

中小企業金融前史（上）

このようにして政府は、在来工業問題にたいしては、とりあえず上の政策をもってあたってきたのであるが、しかしこれらの政策は20年代半ばで一段落し、その後の政府の態度は必ずしも積極的なものではなかった。というのは、明治23、4年前後から、在来工業は問屋制家内工業・マニュファクチャ経営なりにいちおう安定した発展段階をむかえつつあったからである。しかしながら政府は、一方でわが国の輸入確保のためには、在来工業製品の輸出増進についてたえず関心をもたざるを得なかった。そこで政府は30年代半ば以降、あらためて在来工業の助成問題にとりくむこととなった。すなわち農商務省商工局あるいは工務局による、(1)地方工業奨励費の交付、(2)地方工業試験所の助成および指導、(3)府県工業講習所の補助、(4)工業技師派遣制度などの施策がそれである。

(1)は、羽二重はじめ輸出向織物産地の地方工業にたいし、輸入・国産の機械の採用を勧奨して機械購入の補助金を交付する制度であった（38年以降）。また(2)は、33年の中央工業試験所の設立につづき、34年以降各府県に地方工業試験所を設立し、機械の試験・諸生産過程の改良実験などをおこなって当時の小型力織機の普及に大きな役割をはたしたといわれている。さらに(3)は、公立の工業講習所にたいする補助金交付制度——機械技術の教育または習得のための講習機関にたいする資金助成——を定めたものであり（39年以降）、(4)は、機械制技術の地方工業における啓蒙・普及を目的に、従来から隨時おこなわれていたものを、さらに37年以降恒久的に制度化したものであった。このように20年代までの対策が、主として製品品質の改良や粗製品取締りなどマニュファクチャ的経営の育成という性格をもったのにたいし、30年代半ば以降の過程では、在来工業・小工業の発展に対応してあきらかに機械制生産の発達を助成する方向へそれが変化してきたのである⁽⁷⁾。

(7) 由井『前掲書』、43～50頁参照。

しかしいずれにしても、すでに若干ふれたように、日本の資本主義は、移植された近代的大工業を軸に展開されざるを得なかつたのであるから、こうした施策にもかかわらずかれらの発展は一定の段階にとどまらざるを得なかつた。

中小企業金融前史（上）

たとえばこうした諸資本が維新以降移植工業との対抗関係のなかでおこなった展開は、きわめて複雑であり、またそれぞれに一様ではなかったが、いまこれを中小企業形成の源流としてみた場合、概略、(1)移植工業が在来工業を全面的に圧倒し解体せしめる部門、(2)移植工業と在来工業の対抗が妥協的で、在来工業が根強く残存する部門、(3)海外からの移植がなく、むしろ固有産業がみずから近代をなしとげる部門、(4)移植産業がそのまま中小企業化していく部門、の四者に区別してみることができるようである⁽⁸⁾。

(8) 摂西ほか「日本中小企業の史的発展」、摂西ほか『講座中小企業』第1巻所収、13頁参照。

すなわち(1)および(2)の部門では、繊維・鉄・金属加工・雑貨などがその代表的業種であるが、このなかでは綿糸紡績（在来手紡およびガラ紡）、製鉄（在来のタカラ法製鉄）、製糖などが幕末以降の輸入製品の圧迫と近代的大工業の移植・確立によって衰退を係儀なくされ、他方綿織物、製糸、絹織物、和紙などは、在来技術の改良・一部機械化などによって副業的な農村家内工業・問屋制工業のもとに根強く残存している⁽⁹⁾（第1表）。

(9) 綿織物、絹織物では、ほぼ20年前後にジャカード、バッタン機の普及および力織機による機械制生産がすんでマニュファクチャ経営の展開もみられるが、いずれも手織・改良機が強固な基盤をもち（ことに縞木綿類、絹織物の着尺・帶地など）、また30年代には国産力織機なども出現して、いわゆる出機・賃織として広汎な副業的農村家内工業が編成されている。製糸も工場経営自体が主として技術的理由から長くマニュファクチャ形態にとどまったうえ、在来の座織製糸は出釜または釜掛制度による農村家内工業として広汎に残存した。また和紙も土佐を中心に手漉から機械漉への転化がみられるが、一般的には賃漉・「親方漉子制度」など問屋制工業の形態が特徴的だったようである（前掲、摂西ほか「史的発展」13～22頁、32～33頁参照）。なお明治初・中期における織物業を中心とする在来工業の経営事情（生産・労働・流通・金融）については、由井常彦「中小企業の経営史的概観」（上）、『経営論集』第14集、51～97頁、を参照されたい。

また(3)の部門は、鋳物、雑貨が代表的業種であるが、鋳物では、日清・日露戦前後に機械鋳物に転換した産地（川口・桑名・大阪など）のみが部品生産の担当部門として発展し、やがて機械工業の下請・加工業として中小企業化していく

中小企業金融前史（上）

第1表 編織物業の経営別機場数・職工数・機台数 (1911, 12年)

経 営 別	機業戸数	男 工	女 工	力 織 機	手 織 機
工 場	5,106	15,554	117,318	65,887	68,052
家 内 工 業	139,705	12,609	217,792	3,425	215,081
織 元	11,854	5,498	30,120	845	28,635
貯 織 業	294,190	7,877	373,669	2,354	375,462
計	490,815	38,578	738,899	72,511	687,233

三瓶孝子『日本綿業発達史』232頁による

第2表 在来雜貨工業における輸出の推移 (千円)

年 次	陶 磁 器	漆 器	花 蓼	麦 稲 真 田
明治元年	23	17	—	—
5年	46	88	0.4(7)	—
10年	121	185	0.3	—
15年	579	555	0.7	—
20年	1,312	631	36	350
25年	1,480	528	1,177	155
30年	1,819	767	3,233	3,182
35年	2,462	889	6,772	2,939
40年	7,216	1,643	5,743	3,906

(注) 前掲、楫西ほか「史的発展」（前掲『講座』第2巻、39頁）より作成。出典は、東洋経済新報『外国貿易五十六年史対照表』。
なお（）内は、統計にはじめて載った年代をさす。

いる。これにたいして雑貨の場合は、輸出業種としての陶磁器・漆器・花蓮・麦稲真田（第2表）などで自主的発展がみられるが、しかしこれも大勢としてはむしろ問屋制家内工業による編成（たとえば陶磁器の寄釜）が広汎におこなわれたようである⁽¹⁰⁾。

さらに(4)の部門では、維新以降近代的大工業をはじめ多様な業種が移植されたなかで、繊維（メリヤス、タオル）・機械（時計、自転車）・雑貨（石鹼、マッチ、ブラシ、貝ボタン、洋傘、玩具など）などが、停滞あるいは分解のうちに中小企業化していっている。とりわけメリヤス（大阪、東京、愛知、兵庫など）、タオル（河内、泉州地方）、マッチ（大阪、兵庫）、ブラシ（大阪）などでは、い

中小企業金融前史（上）

すれも農村の過剰人口または都市細民の利用によってマニュファクチャの展開すらもおしはばまれ、しだいに問屋制家内工業が編成されていったのである⁽¹¹⁾。

(10) 陶磁器の場合に名古屋で問屋資本（絵付業者）による機械制工場が発展をみたほかは、本来手工的技術を基盤とする漆器ではようやく明治末期に手轆轤、足踏轆轤が使用されたにすぎず（木地挽機械の採用は昭和以降）、また花蓮・麦稈真田の場合は農村の在来副業工業品としての性格が強かったから容易に工場制工業の展開はすすまず、いずれにしてもここでも問屋制生産・流通が支配的形態としてあらわれたのであった（揖西ほか『前掲書』、38～45頁参照）。

(11) 以上の展開過程については、詳しくはとりあえず揖西ほか『同書』、13～65頁、および銅物、綿織物、絹織物、陶磁器、漆器の業種については押川・中山・有沢・磯部編『中小工業の発達』（『中小企業研究』I）を参照。なお製糸・織物（桐生、足利、福井地方）、マッチ（大阪・兵庫）などの30年前後における手工業の実態については、『日本の下層社会』（第三編「手工業の現状」、93～152頁）〔岩波文庫〕に詳しい。

以上いずれにしてもこれらの工業は、近代的大工業との対抗関係を軸としながら一方では生産工程の一定の技術的改良・機械化をおこない、他方では農村・都市の過剰人口の利用による問屋制工業として編成され、必ずしも充分な展開をとげぬうち、やがて明治末～大正初期以降において中小企業化していくのである。もちろんこうした事実は、たんに個別的資本なり、業種自体の問題ではなくして、基本的には日本の資本主義の成立・発展の機構そのものに規定されたものであったことは、ここでふたたびくりかえすまでもないところであろう。

二．明治初期信用制度の導入・整備と

いわゆる「銀行以外の金融機関」

近代的信用制度の導入と整備 ところで維新政府による日本資本主義育成の課題は、ひとつはすでに若干ふれたように近代的産業の移植にあったのであるが、いまひとつの重要な側面は、維新当時の資本の蓄積がなお未熟であることからする殖産興業資金の創出にあったといえよう。したがって政府においては、産業育成のかたわら近代的信用・貨幣制度の整備をはかり、同時に資金の集中と供給を可能ならしめる近代的銀行組織の樹立が、何よりも急務とされたのであった。し

中小企業金融前史（上）

かもそうした近代的信用制度の導入。整備の過程は、その後のわが国の金融機関における性格なり、二重構造性なり、あるいはいわゆる融資集中機構など、総体としての金融構造を大きく特徴づける素地となったのである。したがってわれわれは、在来工業・小工業をめぐる金融事情にたちいる前に、まずここでその過程を簡単にみておかなければならない。

殖産興業資金の創出については、維新当初未だ財政的基礎の固まらなかった政府は、とりあえず不換紙幣である金札（大政官札）を発行し、これをもって財政資金あるいは殖産興業のための貸付金としたのであった。ところがこの金札は、濫発の結果価値に動搖をきたして流通困難となり、加うるに政府がひきつづいて悪貨鑄造を開始したことから諸藩の贋悪貨の鑄造や私鑄をうながし、莫大な贋悪貨の横溢によってついには外交問題をも惹起するにいたった。こうしてほどなく政府は、あらためて鑄貨の統一、金札および旧来の藩札の整理、さらには兌換制度の確立など、早急に近代的貨幣制度の整備をを迫られることとなった。そこでまず鑄貨および紙幣の統一をすすめるかたわら、国立銀行を設立し⁽¹⁾、兌換券たる国立銀行券を発行して兌換制度の樹立に向うこととしたのである。

(1) 国立銀行の設立に先だち、政府は三井・小野など旧富商・地主の一部を動員し、通商司（2年2月、各開港場に設置）の指導監督のもとに日本最初の銀行ともいべき為替会社を設立（2年5、6月以来、東京・横浜・京都・大阪・神戸・新潟・大津・敦賀に設立）している。しかしこれは通商司の廃止（4年5月）とともにしだいに衰退に向い、為替会社の経営は結局失敗に終った。為替会社の詳細については、とりあえず加藤俊彦『本邦銀行史論』、17~23頁、明石照男・鈴木憲久『日本金融史』（第一巻、明治編）、19~36頁など参照。なお経営失敗の原因については、経営者の無知識・無経験、当時の経済界の不安定などがあげられているが、この点も加藤『同書』、23頁、滝沢直七『稿本日本金融史論』、60頁などを参照。

国立銀行の設立は、アメリカ渡航中の伊藤博文が建白してきた「国立銀行設立案」（金本位制採用とともに国立銀行を設立すべきことを建白。アメリカのNational Bankを模範）をもとに、5年11月に国立銀行条例が制定され⁽²⁾、ついで6年3月の金札引換公債条例の公布をもっておこなわれることになった。そしてこの条例の制定によって、6年6月から7年12月までに第一（三井・小野の

中小企業金融前史（上）

出資），第二（横浜為替会社より転化），第四（新潟の大地主市川家による設立），第五（大分・長崎の豪商と鹿児島士族による設立），の四つの国立銀行が発足したのである。しかしこれらの銀行はまもなく衰退して極度の営業不振におちいり⁽³⁾，その本格的な発展は9年8月の条例改正をまたねばならなかった⁽⁴⁾。

- (2) 国立銀行条例の要点は，①国立銀行の設立者は，資本金の10分の6を金札をもって政府に納入し，それと引換えに政府より同額の6分利付金札引換公債証書の下付をうける，②そして銀行は，この公債証書を銀行券発行の抵当として政府に預け入れ，同額の銀行券を発行する，③資本金の10分の4は正貨で払い込みこれを兌換準備とする，というものであった。この結果，不換紙幣（金札）は，金札引換公債を通じて国立銀行兌換券となり，かくして兌換制度は確立され，またここに集中した資金を殖産興業へ動員できるということだったのである。（加藤『前掲書』，25頁）。
- (3) 国立銀行の営業不振は，官公金出納を担当していた小野組・島田組の破産（7年）を契機に，政府が国立銀行の重要な資金源の一部であった官公預金をひきあげたため預金が潤渉していったこと，また金貨兌換の義務を負った銀行券の発行にも失敗せざるを得なかったこと，などによっている。詳しくは加藤『同書』，26～27頁参照。
- (4) 条例の改正は，まず8年3月に国立銀行の連署による金貨兌換制度廃止の請願がおこなわれ，一方政府の側では，当時巨額の金祿公債の発行をひかえて公債価格の下落とそれによる士族の困窮を懸念していたところから，この公債をむしろ銀行券発行の抵当として，銀行資本へ転化せしめようとする主張が生じるところとなった（『明治財政史』第13巻，112頁）。そして結局この二つが結びついで実現されることになったのである。

この条例改正の要点は，ひとつは銀行紙幣の金貨兌換をとりやめたこと，またいまひとつは，資本金の8割を公債証書で供託して同額の銀行券を発行し，2割を政府紙幣をもって引換準備とする，というものであった。要するに国立銀行は金貨兌換の義務から解放され，以後金祿公債をもとに資本金の8割まで銀行券を発行し得ることになったのである，そしてまた同時に，このことによって政府の兌換制度確立の政策も，大きく後退することを余儀なくされたのであった。かくして国立銀行は，ここであらたに旧華士族が株主として加わることになり，また10年以降の急速なインフレーションの進行ともあいまって，全国的に急激にその数を増し，12年末には153行を数えるにいたった。そしてかかる機構にもとづく信用膨張をとおして，殖産興業資金の供給者として大きな役割を果しつつ，わが

中小企業金融前史（上）

国における近代的銀行の端緒となったのである⁽⁵⁾。なおこの条例改正によって、国立銀行以外においても銀行の名称を用いることが可能となった。その結果、9年の中井銀行にはじまつた私立（普通）銀行の発展もまた、15年末には貯蓄銀行を含めて169行の多きに達つたのである。

(5) たとえば国立銀行の14年（下期）における預金および貸出の状況は、9年（下期）にたいして前者が19,583千円で約8倍、後者が71,651千円で約12倍の高さとなつてゐる（『明治財政史』第13巻、444～445頁）。もっとも当時の国立銀行は、各地の士族とそれに商人・地主が加わつて設立されたものが多く、第十五（岩倉具視の主導による華族大銀行）、第一国立銀行などの一部を除けば、大部分は地方小銀行にすぎなかつた。このように日本の銀行は、最初から少数の大銀行と下部の大多数の小銀行という構成をもつて出発したのである。なお各国立銀行の機能、設立者、性格などについては朝倉幸吉『明治前期日本金融構造史』、71～163頁を参照。また同書では、そのほか私立銀行、銀行類似会社、その他各種金融機関によよんで、その実証的研究が詳しくおこなわれている。

しかしこの金札発行にはじまつた資金創出策は、政府の努力にもかかわらず基本的には通貨増発に裏付けられていたから、結果からいえばいちぢるしい信用膨張政策として帰結せざるを得なかつた。とりわけ金祿公債が国立銀行の資本に転化したことは、多額の不換銀行券の供給によって、西南戦争を契機とする激烈なインフレーションをもたらすことになつた⁽⁶⁾。そして投機的な小企業の簇生をよびおこすかたわら、物価騰貴、輸出不振、さらには輸入超過——正貨流出などから、かえつて企業の安定的な成長をはばみ、ひいては財政自体の窮迫・危機をも招くにいたつた。そこで政府は、14年以降一転して松方財政によるいわゆる紙幣整理を強行し⁽⁷⁾、各種の不換紙幣・銀行券を整理してこのインフレーションに結末をつけるとともに、さらにいったん挫折した近代的本位制、通貨・信用制度の確立の方策をここで再びおしそすめることにしたのである。

(6), (7) このような機構によるインフレーションが、わが国の原始的蓄積においていかに強力な権力として作用したかはよく知られているとおりである。この金祿公債は、いわゆる「魔法の杖を振るかのように、それは不妊の貨幣に生殖力を与えてこれを資本に転化させる」（マルクス『前掲書』(2)、1148頁）という役割をよく果したものであ

中小企業金融前史（上）

った。またこうして士族、小農、さらには都市小生産者のプロレタリア化がすすめられ、かつ他方の極に富が集積・集中されていく点は、つづく紙幣整理にともなうデフレーションの過程においても同様であった。以上の点については、前掲、揖西・大島・大内・加藤『成立』(II), 第5節, 第6節など参照。

かくして紙幣整理が進行するなかで、15年6月に日本銀行条例が制定され、中央銀行たる日本銀行が発足することとなった。日本銀行設立の目的は、第一は日銀を国立銀行などの中枢機関として位置づけ、手形再割引を通じる低利資金の供給によって各銀行の資力を充実させたうえ、これをもってあらたに殖産興業の推進をはかるということにあった⁽⁸⁾。また第二は、日銀による兌換銀行券の発行をおおして兌換制度を確立し、ここにおいて統一的な近代的通貨・信用制度を樹立せしめるということであった。そしてことにより重要な問題としては、いうまでもなくこの後者にあった。ただこの問題については、条例14条に発行の権利が規定されていたにもかかわらず、発足当時はなおインフレーションが停止していなかったため、現実には兌換券の発行をみるにいたらなかったのである。

(8) 日銀の主要業務が、手形の割引・買入、地金銀の売買、それを抵当とする貸付、国庫金取扱などとされたことは、政府が国立銀行や普通銀行をイギリス的な商業銀行と観念し、またこれらをそのように育成しようとする意図をしめたものにはかならなかった。だが日本の銀行は、最初からたんなる商業銀行でなく、長期的な産業金融に業務の中心をおく「機関銀行」的性格をもっていたのであった。またそれゆえにその後20年代にいたって、ますます日銀からの借入金による（したがって日銀の側では手形再割引ではなく信用膨張によって）長期産業資金を供給し、いわゆる「鞘取銀行」としての性格もまた強めていったのである。加藤『前掲書』、64頁、129頁参照。なお「鞘取銀行」については、滝沢『前掲書』、591頁参照。

しかし追って16年5月に、その最初の布石でもあった国立銀行条例の三たび改正がおこなわれ、さらに17年4月には兌換銀行券条例が公布されて、ようやくその5月より兌換券が発行されることとなった。すなわちまず政府は、国立銀行条例の改正をおこなって、改正の主要点を①国立銀行の営業期限を開業許可の日より20ヶ年とし、その後は私立銀行へ転化せしめる、②また創立以後の国立銀行券はその間漸次鎖却せしめる、の二点とし、発券を日銀へ集中して、紙幣を日銀兌

中小企業金融前史（上）

換券のみに統一することとした。要するにこうしておけば、発券銀行たる特権はやがて国立銀行から日銀へ移り、また紙幣も日銀券のみに容易に一本化し得ることであった。そしてこのように国立銀行を処分したうえ、政府は約1年後に兌換銀行券条例を公布し、日銀をして兌換券の発行をおこなわしめることにした。また兌換は銀貨によるものとして、ここに銀本位制を確定するところとなつたのである。こうして日銀設立にはじまつた一連の方策は、近代的信用・通貨制度の確立と銀行制度の体系的整備のうえで、画期的意義を有するものとなった。そしてまた、かかるインフレーションおよび紙幣整理を通じて生み出された近代的幣制と金融機関は、金融機関における「機関銀行」、「鞘取銀行」としての性格をしだいに強めながら、日銀信用の膨張を背景に19年以降における資本家の企業勃興の基盤となつたのである⁽⁹⁾。

(9) 以上については、加藤『前掲書』、48~60頁、116~122頁参照。

「銀行以外の金融機関」の形態と機能 しかしながら、以上のような近代的信用制度の整備と金融機関の育成は、いまでもなくあくまで近代の大工業の移植育成に対応したものにはかならなかった。したがって在来産業や小工業をめぐる金融は、この間の原蓄期はもちろんのこと、その後においてもそうした近代的金融機関による信用供与とはほぼ無縁な関係においておこなわれたのであった。こうしていわゆる金融における二重構造も、わが国においては早くからその素地が形成されていったのである。もっとも国立銀行においても、さきにもふれたように大部分の地方的小銀行では、地方小企業との間にきわめて強い結びつきがあり、また国立銀行が普通銀行へ転化した後でも、地方銀行と上層中小企業との間に同様の関係がみられないわけではない。しかしそれにしても、農村家内工業をはじめ大多数の地方小零細業者や都市小生産者は、この間商人・高利貸資本による収奪によりいっそうさらされるか⁽¹⁰⁾、あるいは相互組織による零細金融に依存するほかはなかつたのである。とりわけ、かれらにたいする金融領域においては、維新以前より蓄積されてきた中小商人・地主などの高利貸資本が、明治期を

中小企業金融前史（上）

通じさまざまの形態においてきわめて大きな役割を果したのであった⁽¹¹⁾。以下そこで高利貸資本による金融を中心にして、その主要な形態と機能についてみてみよう。

- (i) 一般的に近代的信用業の発展は、高利貸資本にたいする反作用として生ずるのであるが、しかしわゆる「利子生み資本は、資本制的生産様式の意味では借りられない。また借りられない。事情のもとでは」個人的必要・浪費目的の消費や、小農、手工業者、あるいは小生産者など「諸々の個人および階級にたいして高利資本の形態を保持」していくのである（マルクス『前掲書』(5), 846頁）。
- (ii) 当時の高利貸資本は、具体的には個人高利貸・質屋・無尽をはじめ、銀行類似会社・信託会社・その他各種の金貸会社などきわめて多種多様な形態をとっている。また明治以降におけるこれらの資本の展開過程についてみると、一般的に資本主義の発展段階と密接な関連をもちながら、①生成・発展=原始的蓄積段階から産業資本主義段階、②停滞期=独占資本主義の形成・確立期（日露戦後～大正9年恐慌以降）、③没落期=国家独占資本主義への移行期という経過をたどっている。これはわが国の高利貸資本の存立基盤が農村を中心にあったことから、①の段階においては、地主的・土地所有の成立（高利信用の究極的保証手段）と小農民の貨幣需要の増大、および在来マニユファクチュア・都市小工業の存在がその発展を規定し、また②の時期には、農業問題・中小企業問題の成立と政策的金融の抬頭によって必然的にかれらの跳りょうの場が制約されていったこと、さらに③の時期では、高利貸資本自体がもはや中小資本に転落し、戦時統制のもとでますます活動の余地を狭めざるを得なかったということ、にほかならない（渋谷隆一「わが国高利貸資本の存在形態」、『金融経済』84号所収、64頁以下参照）。ともあれこのように原始的蓄積・発展の段階である明治期においては、かれらが在来工業・小工業の金融について決定的な役割をになったのである。

(1)質屋 質屋は文献的には大宝令にあらわれ、奈良・平安時代の「出挙」などから発展して、すでに徳川期には質屋仲間が結成されている⁽¹²⁾。そして当時から都市的存在として、都市における庶民金融の中心的役割を果していたのであった。したがって維新以降においても、庶民・小生産者にとって最も手近かな金融機関の一つとして存在したのであるが、しかし明治もごく初期における質屋の状況については、資料上なお一般的にあきらかにされていない。ただ東海道地方などでは、個人高利貸（商人・地主など）と同一人による営業店舗の多数あったことが『伊豆銀行沿革誌』にみられ、また当時各地方で質屋などの高利貸にたい

中小企業金融前史（上）

して農民の騒擾が頻発している点などは⁽¹³⁾、かれらの庶民金融における地位と収奪が、きわめて大きいものであったことを物語っている。さらにまたそうした庶民の困窮と社会不安の増大にたいして、6年以降再三にわたって一連の質屋取締規則・条例などの立法処理がとられていることも⁽¹⁴⁾、そうした点を端的にしめしたものといえよう。

(12) 質屋仲間は、大阪で寛永19年（1643）、江戸では元禄5年（1692）にそれぞれ結されている（『信用金融史』14～15頁）。また質屋の店数については、「嘉永年間江戸市中質屋ノ数ハ二千七十五人ナリシ」（日本銀行「質屋ニ関スル調査」大正2年、『日本金融史資料』明治大正編、第25巻88頁）といわれている。

(13) 朝倉『前掲書』、67～68頁、354～357頁および土屋喬雄・小野道雄『明治初年農民騒擾録』（昭和6年刊）参照。

(14) 渋谷隆一『明治前・中期における質屋業の存在形態』（『金融経済』115号所収）、20頁以下参照。

ところで、このように初期における庶民金融のなかできわめて強大な力をもったとみられる質屋は、19年にいたると店数で24,910店を数え、貸出金は25,410千円、年末残高で17,795千円の規模となっている（第3表）。そしてこの質屋の貸付

第3表 明治初期の質屋の状況

	店 数	貸 出 金	流 れ 高	年 末 残 高
明治17年	23,766店	22,413千円	5,795千円	15,022千円
18	24,724	24,845	4,424	16,754
19	24,910	25,410	4,571	17,795

『日本帝国統計年鑑』（第七次）による

がいかに大きいものであったかは、当時の信用機構の中枢であった国立銀行、私立銀行の貸付金と比較してみた場合容易にこれ知ることができる（第4表）。すなわち19年には、国立銀行貸付金45,954千円にたいしほほ40%の規模を有したのであり、また私立銀行との比較でも、21年における私立銀行貸付金残高25,169千円（『日本帝国統計鑑』）にたいして、ほぼ匹敵し得るものとなっている。なおこのような状況にあった質屋の貸出利率についてみると、それは他の金融機関に比

中小企業金融前史（上）

第4表 銀行と質屋の貸出額残高比較

年 度	国 立 銀 行 A	普 通 銀 行 B	質 屋 C	$\frac{C}{A+B}$
明治17年	45,954千円	一千円	15,022千円	32%
18	43,193	—	16,754	38
19	45,423	—	17,795	39
27	96,151	59,178	21,780	14
35	—	697,552	47,246	6

渋谷「前掲論文」、12頁による

してきわめて高率のものとなっている。たとえば18年の東京市中銀行平均利子（貸付金千円以上一万円以下の年利率）10.3%～15.3%にたいして⁽¹⁵⁾、地域による相異があるとはいへ、全国道府県（東京その他12府県を除く）の年利率は一口当り10円以下、1円以下の貸付の場合、それぞれ前者が最低12.9%～最高56.4%，後者で同様に15.6%～62.4%というはなはだしいものであった。この最高金利はいずれも高知のものであるが、地域別には、概して後進・辺境地帯（北海道・青森・高知）と東京周辺地帯（茨城・千葉・神奈川）が高金利地域に属し、養蚕・製糸地帯（群馬・山梨・長野）と北陸地帯が低利地域に属している。この地域別の相異は、もちろん各地域の経済状況を反映した一口当り貸出額、業者間の競争状況、質物の種類などの諸条件の相異によったものであろうが⁽¹⁶⁾、いずれにしても、これで当時の質屋による金融が、きわめて苛酷な金利によつたものであることが知れるのである。

(15) 滝沢『前掲書』、217～218頁参照。

(16) 渋谷「前掲論文」、14～18頁参照。なお一口当り貸出額についてみると、大略一円以下（『同論文』、15頁）、また最低貸出額は、前掲の日銀『質屋ニ関スル調査』では明治末年においても、「時トシテ五銭十銭ノ少額ニ止マルコトナキニアラズ」（99頁）と述べている。

質屋は、のちにとりあげる貸金業が主として不動産（土地・家屋）を抵当とした長期多額の貸付をおこなつたのにたいし、動産（とくに衣類・装飾品・家具・器具などの雑品）を抵当に短期・小額（まれに商工業資金、主として生活・家計

中小企業金融前史（上）

上の資金）の貸付をおこなっていた。したがってその存立在盤は、より無産階級におかれていいたのである。しかし明治中期（20年代）にいたると、産業資本の確立期をむかえて、その存立基盤はさらにいっそう拡大されることになった。

すなわちこの時期には、家内工業・マニュファクチャラーの衰退、農民層の分解、旧封建家臣団・手工的職人層の解体などが進んで、膨大な賃労働者と下層社会＝貧民階級が形成された。そして労働条件の劣悪化や日露戦後の物価騰貴の影響などによって、旧来の顧客（賃労働者・日雇・職人・その他の細民など）が増大し、やがてはあらたに中産者（中小零細業者・農民・官吏などの俸給生活者）もこれに加わることになった⁽¹⁷⁾。生活の貧困化に伴なう小口貨幣需要が、より旺盛となつたのである。その結果質屋経営のいちじるしい発展がもたらされ、たとえば青森県をはじめ10県（青森・秋田・福島・石川・長野・静岡・高知・佐賀・熊本・大分）における合計数では、27年には店数が5,137店、年末貸出額残高は35年に5,954千余円とそれぞれ最高に達している（渋谷「前掲論文」、32～33頁）。

しかしながら一方では、ほどなく業者間競争が激化するとともに、全国的に店数の減少と年末貸出額残高の増大が顕著となるにいたつた。そればかりでなく大口貸出利率の低下と小口貸出利率の上昇傾向や、さらには多業兼営主義（主として物品保管）から専業主義への移行など、経営上大きな変化が生じたのである。とりわけ小口貸出利率の高騰は、当時発生した「社会問題」を激化させる一要因として、28年公布の社会政策的性格を帯びた質屋取締法を生み出すにいたつている。

ともあれこうして30年前後にいちじるしい発展をしめた質屋は、その後質屋立法の整備による法的規制がすすむかたわら、法人変更⁽¹⁸⁾や日清戦後の有利な投資部門への資本移動などにもよつて、漸次停滞の時期を迎えることになるのであった⁽¹⁹⁾。そういうまでもなくこのことは、この間の過程において一定の割役を果したかれらが、資本主義の発展につれてしだいに自らの蓄積様式をも変容させつつ、そこからの後退を余儀なくされていったことを意味しているのである。

(17) たとえば前掲の日銀『質屋ニ関スル調査』は、この点について「近時質屋ノ顧客ハ

中小企業金融前史（上）

下級ノ貧民ヨリモ寧口中産者ノ顧客ヲ増加シツツアルノ傾向ナリト云フ，是レ主トシテ物価の騰貴ニ伴ヒ，漸次生計ノ困難ヲキタスニ……中略，斯クノ如キ状況ナレハ，質屋ヲ以テ単ニ下級貧民ノ金融機関トノミ之ヲ見ルハ正鶴ヲ得タルモノニアラス」（97頁）と述べている。

- (18) 明治末期に個人高利貸が債権取立のうえで個人的怨悪をさけるため競って法人組織に改めた（信託会社の誕生など）のと同様，質屋にもそうした例がきわめて多かったといわれる。これらは実質的には質屋であるが，上ののような事情から金貸会社などに転化していったのであり，明治末期にいたって金質会社が急増するのも，こうした質屋からの転化がきわめて多いことに注目しなければならない（朝倉『前掲書』283～284頁）。
- (19) 以上の明治中期における質屋の状況について，より詳しくは渋谷「前掲論文」，26頁以下参照。

(2)無尽または頼母子講 無尽・頼母子講は，神社仏閣の祈願あるいは相互救済の目的をもって⁽²⁰⁾，古来より農村を基盤とする庶民の最も主要な金融機関として存在したといわれる⁽²¹⁾。そして徳川期より明治初期にかけてのそれは，質屋，個人高利貸よりもなお有力であったとされているが（『伊豆銀行沿革誌』），しかしこれもその状況が統計的にあきらかにされるのは，営業無尽の増加する明治末～大正初期をまたねばならない。ただいすれにしても，当時質屋をはじめ他の金融機関をすら利用し得ない庶民のあいだでは，こうした相互組織が最も有力な金融手段であったこと容易に推定されるところであろう。

- (20) 無尽講の種類は名称からいえば無数にあるが，目的によって分ければ，①資金融通，②貯蓄，③隣保縁災者などの救済，④物品の交付または予定行事のための資金の物品の獲得の四種に大別されるようである（大蔵省『無尽ニ関スル調査』大正4年，『日本金融史資料』明治大正編，第25巻，556頁）。

- (21) ほほ鎌倉時代より無尽錢（土倉の貨物。衣類，什器などの動産）の影響を受け，これを利用し得ないところに発生したといわれる（『信用金庫史』，15頁）。また無尽，頼母子講の語義については，「頼母子ハ古ク憑子頼子又ハ憑母子ト書シ又時々合力ト呼ハレタリ……中略，徳川時代ニ及ンテ無尽ナル語却テ一般ノ称呼トナレリ無尽ナル語ハ鎌倉時代ニ於ケル無尽錢ヨリ發シタルモノニシテ素ト質屋ノ貸付金ヲ意味シ……中略，無尽又ハ頼母子ガ當時ステニ金錢ソノモノヲ目的トセルニ至レル」（大蔵省『前掲調査』，554～555頁）といわれている。

中小企業金融前史（上）

この無尽・頼母子講の方法は、要するに一定の会員の講金（掛金）を集中して、これを抽選または入札により、会員相互に融通し合うものである。そして組織上は、親無尽（因講）と親無し無尽（辻講）の二種に分かれている。前者は親（発起・管理人または講元・主）の救済または公益を目的として組織され、第1回は抽選・入札をおこなわないのであるが、後者は全く相互の発意によって組織されて第1回より抽選・入札をおこなうものとなっている。

ともあれこうした無尽・頼母子講の明治末～大正初期における状況を、大正4年の大蔵省『前掲調査』(551～553頁)によつてみると、講数と貸付総額についてともに報告のあった東京をはじめ1府11県1道および台湾では、講数238,948、貸付総額54百876千余円の膨大なものとなっている。いまこの貸付金を、大正3年の無尽会社（営業無尽）における貸付金36百655千余円（『同調査』524頁）と合計してみると91百655千余円となり、これは大正3年当時の全国普通銀行貸付金4億53百370千円（加藤『前掲書』、133頁）の20%を占める規模となるのである。また講数の地域別分布は、岡山県が113千773でほぼ過半を占め、以下兵庫・熊本・岐阜・長崎・秋田・香川・高知などの順に概して西日本で多くなっている。

こうした広汎な無尽・頼母子講の存在は、さきにもふれたように各種の講が多様な目的によって組織されていたからであるが、また一方では、それが小商工業者の資金需要にたいしてもきわめて有力な役割を果していたからであった。たとえば当時の北陸3県における講の目的別構成をみると、講員の大多数が商工業者のせいもあるが、①家計困難の救済（51%）、②商工資金の調達または補充（34%）、③相互融通または貯蓄（9%）、④物品の購買または販売（1%）の順となり、商工資金の調達・補充がきわめて高い比率を占めているのである⁽²²⁾。

また広島県でも「当時ニ於テハ頼母子講ハ下級金融機関ノ最モ緊要ナル地位ヲ占メ當市ノ如キハ小商工業者ニシテ之ニ關係セザルモノ殆ント稀ナルノ盛況ニシテ徒弟若クハ奉公人ニシテ新ニ一店ヲ構ヘントスルモノ或ハ小商工業者ニシテ事業ノ拡張ヲ図ラントスルモノノ如キハ概ネ之ニ依ラザルモノナシ」という状況であった⁽²³⁾。このように無尽・頼母子講が商工資金の調達について有力な手段た

中小企業金融前史（上）

り得たのは、無尽・頼母子講の長所としてあげられているもののうち、とりわけ①金利が質屋・高利貸などよりも比較的低利であること⁽²⁴⁾、②対人信用として無担保貸付が可能である、③返済は長期の月賦崩払などの方法による、④旧来より生業資金の調達方法として一般的であった、などの点があったからである。またそのほか銀行、信用組合の貸出の場合などのように、そのための煩雑な手続きを必要としなかったこともその理由の一つであったであろう。

- ㉚ 日銀「北陸三県ニ於ケル小商工業者資金融通情況」大正2年、『日本金融史資料』明治大正編、第25巻、329頁。
- ㉛ 日銀『広島県下ニ於ケル銀行以外ノ金融機関』大正2年、『日本金融史資料』、同巻、193頁。
- ㉜ 借入金利子は、講の性質、当せん・入札の遅速、落札金額の高低などによって一様ではなく、また複雑な計算によらねばならないが、明治45年の農商務省商務局「小商工業者ノ資金融通ノ状況ニ関スル調査」（『日本金融史資料』明治大正編、第24巻、451～550頁）によると、全国55都市の商業会議所の報告を通じて概して年利2割前後の場会が多く、まれには3割～5割以上にも達する例のあることが報告されている。

しかしながら、他方短所もないわけではなかった。たとえば、落札競争のため低額入札となりやすいこと、したがって当せん・落札のいかんによって利率にいちぢるしい相異が生じ、また実質的に高利となりやすいこと、あるいは隨時に借入が可能であるとは限らない、などの点がそれである。しかもこれらの短所以上に注意しておく必要があるのは、こうした庶民の相互金融組織とされている講が、実は容易に高利貸の跳りようの場となり得たことであろう。

すなわち講元（主）は元来有力者が多く、明治末期にはつぎにみる金貸会社などを同時に経営して講金を他に流用したり、また金貸会社の側では無尽の掛金を担保にして金を貸付けたりする、などの例が少なくなかったからである⁽²⁵⁾。これは明治期における高利貸資本が、質屋、無尽、銀行、金貸会社などを同一人で兼営する場合が多いという特色によるものにほかならなかった。このようにいっても相互組織によって集中された資金は、庶民金融のなかで多大な役割を果す一方では、講会自体の組織上の不備ともあいまって容易に高利貸資本の利用すると

中小企業金融前史（上）

ころともなり得たのであった。こうして無尽・頼母子講は、明治末期においてはむしろ金貸会社である営業無尽（無尽類似会社）の母体となつていったのである。

㉙ この点については、朝倉『前掲書』、301～307頁、および大正2年に日銀が各支店を通じておこなった「銀行以外の金融機関」に関する一連の調査のうち、京都支店の調査（『日本金融史資料』明治大正編、第25巻、14頁）、函館支店調査（同巻、183頁）などを参照。

(3)銀行類似会社とその他各種の金貸会社・業者 旧幕時代の商人、地主、金融業者（為替方・両替商・掛屋・銀方・札差・蔵元など）からなる高利貸資本のうち、比較的大規模のものは、維新以降国立銀行または私立銀行に転化していったものが少なくなかった。しかし各地のよりいっそう中小の資本は、士族の一部なども加えていわゆる銀行類似会社^㉖および各種の金貸会社・業者として存続し、また新たに発生するなどして高利による金融をおこなう場合が多かった。そしてこれらの機関は、質屋、無尽・頼母子講などとともに、庶民・小商工業者金融のうえできわめて大きな勢力を有したのである。

㉚ 銀行類似会社とは、国立銀行条例（22条）によって国立銀行以外は銀行と称することができなかつたための慣称によるものであるが、『日本帝国統計年鑑』によると「為替、両替、預り金、貸金、等金融業務を営む会社」とされており、また物品売買や生産事業すらおこなつた。しかし主要業務は農工資金の貸付を中心とする金融業務にあつことはいうまでもない。たとえば大正2年の大蔵省『本邦ニ於ケル庶民金融機関調査』（前掲『日本金融史資料』、第25巻、386～387頁）は、明治末期における銀行類似会社の業務について、倉庫、物品運送、金貸、物品保管・委託売買・一般信託など7項目の業務をあげたのち、銀行類似業を主とするものはこのうちの金貸を中心におこなつている業者であることを補足して述べている。なお類似会社がこのように各種の業務を兼ねた点は、明治前期の私立銀行においても大なり小なりみられた事実である。

まず銀行類似会社からみてみよう。明治9年の国立銀行条例改正以後、三井銀行を嚆矢とする私立銀行は12年以降に急速な発展をみるのであるが、この間銀行類似会社も同じようにいちぢるしい発展をしめし、19年には会社数で748社とピ

中小企業金融前史（上）

一覧に達っている（第5表）。

第5表 私立銀行、類似会社の年次別行社数と資本金

（附 国立銀行）

	私立銀行		銀行類似会社		国立銀行	
	行数	資本金 千円	行数	資本金 千円	行数	資本金 千円
明治 9	1	2,000	?	?	6	2,450
10	1	2,000	?	?	27	22,986
11	1	2,000	?	?	95	33,391
12	10	3,290	?	?	153	40,616
13	39	6,280	120	1,211	153	43,041
14	90	10,447	369	5,894	148	44,886
15	176	17,152	438	7,958	143	44,236
16	207	20,487	573	12,071	141	44,386
17	214	19,421	741	15,142	140	44,536
18	218	18,750	744	15,397	139	44,456
19	220	17,959	748	15,391	138	以 下 略
20	221	18,896	741	15,117	138	
21	818	17,472	695	14,421	以 下 略	
22	217	18,976	702	14,512		
23	252	19,796	678	13,827		
24	270	22,856	680	13,944		
25	606	31,030	統計年鑑に 掲載なし			
26	700	37,410				
27	792	19,967				

（注）朝倉『前掲書』、187頁による。出典は、『日本帝国統計年鑑』第1次～第14次。

設立時期は、14年以降の紙幣整理によるデフレ不況の過程に急増しているが、これは当時の農村不況を背景に、より小規模の商人・地主が競って私立銀行、銀行類似会社を創立したことによるものであった。また地域別には、開港場の神奈川、長崎、あるいは静岡のように重要輸出品たる茶・生糸などの農産物をもつ県、また米、蚕を中心とする県（新潟・富山・埼玉・群馬・山梨・福島・長野・石川）などで多く設立されている。なお一行当たりの資本金は、19年当時私立銀行

中小企業金融前史（上）

8万円にたいして類似会社は2万円とかなり劣るが、総額としてはほぼ匹敵しており、したがって類似会社の貸出能力は私立銀行のそれと大差はなかったものとみられよう。

ところでこれらの類似会社は、たとえば静岡の堇山生産会社（のちに伊豆銀行に発展）、愛媛の栄松社（のちに五十二銀行に合併）、香川の興民社（のちに高松銀行）などのごとく、「何々社」の呼称をもって上にも若干ふれたように金貸のほか、物品売買、生産事業、また明治初期には社会事業（たとえば宮城の文明社による貧院、棄児院設立のための積金）などの業務をおこなった。そしてこの金貸業によってかれらは家内・手工業あるいは小商工業にたいする商工資金を供与するとともに、農業生産資金貸付などの農業金融をおこなって当時の土地兼併・集中を強力にすすめていったのである。しかもこの類似会社のなかには国立銀行、私立銀行の首脳者が経営するものもあり、これらの間には相互に資金の融通がみられるとともに、類似会社首脳者自身の個人高利貸を側面から援助するなど、当時の高利貸資本の多様な形態でのあり方を特徴的にしめしたのであった⁽²⁷⁾。

⑦ 以上の点および類似会社の具体例などについては、朝倉『前掲書』、186～224頁、271～274頁などを参照。

このように高利な資金運用をおこない、また土地兼併をすすめていったかれらは、やがて大商人・地主に成長して私立銀行に転化するものや、あるいは反対に業績不振のため私立銀行に吸収合併されるものなどがあらわれた。加うるに一方では、かねてより普通銀行政策を考慮していた政府が、のちにもみるように20年代へ入ると銀行条例の公布（23年、実施は26年）をおこない、高利貸的銀行を整理して普通銀行をもって商業銀行の育成に踏み出すところとなつた。こうしてこれらの類似会社は、いずれにしても26年を境に私立銀行への転換か、あるいは私立銀行に吸収合併されるか⁽²⁸⁾、また組織変えして存続していくかの選択を余儀なくされたのである。

⑧ このような類似会社や私立銀行および国立銀行を通じる明治以降の吸収合併の系譜について、現行の都市銀行12行、地方銀行8行をとりあつかった『現代日本産業發

中小企業金融前史（上）

『達史——銀行』の「系譜図」（巻末6～86頁）に詳しい。

しかし26年以降においても、こうした類似会社と同質のものは株式会社組織の企業の形で発生し、「組織変えて存続したものとともに多数存在したのであった。たとえばこの時期以後の類似会社は、土地兼併その他によってかなり大規模の商人・地主となっていたが、そのため「金銭貸付及肥料販売」、「肥料販売金銭貸付」、「穀類肥料販売及び金銭貸付」などのごとく主に米穀肥料売買と金貸を兼ね、また不動産抵当貸付を専門におこなうなど、いぜんとして高利貸的な金貸会社として存在したのである。ことに明治末期の不況過程にいたると、あらためて信託会社や一般金貸会社（いわゆる銀行類似会社）、あるいは無尽会社（貯金会社、頼母子会社）、質屋会社、金穀貸付会社など、各種の形態の金貸会社が急増したのであった（第6表）。

第6表 各種金貸会社の年次別設立状況

	無尽会社	質屋会社	銀行類似会社
明治36	3	12	33
40	4	14	22
41	30	21	15
42	59	26	28
43	158	27	50
44	198	16	40
大正元(45)	316	15	55
2	383	12	56
合計	1,151	143	299

(注) 前掲、『本邦ニ於ケル庶民金融機関調査』（374頁）より作成。
なお各社の業務はそれぞれ多岐にわたっているが、三者とも共通の業務がきわめて多い。

これらの金貸会社のうち、信託会社は、個人高利貸が固定化した債権を資本金に振替えるなどして、主として福島、宮城、山形、岩手などの東北地方を中心に設立されたといわれる。業務は金融のほか、不動産鑑定・債権管理・借入金周旋・動不動産売買周旋などを営み、融資の場合には、不動産抵当・有価証券担保の

中小企業金融前史（上）

貸付や手形割引について、それぞれほぼ1割～2割前後の金利でこれをおこなっている。

つぎに無尽会社は、貯金会社、頼母子会社とも呼称され、すでにふれたように無尽・頼母子講を母体とする営業無尽を指したものである。これは39年の共栄貯金株式会社を嚆矢に東京を中心として設立され、やがて全国各地にも支店が設立されていっている。無尽会社は、要するに貯金積立金（掛金）を原資にして抽せん・入札による貸付をおこなうもので、会社はいわば講元であり、実体上は無尽・頼母子講とさして変るところはなかった。しかし兼営業務はきわめて多岐にわたっており、大正2年の日銀『無尽会社ニ関スル調査』によると、銀行類似会社、信託会社、その他の金貸会社に共通するほとんどの業務およそ20項目があげられ（前掲『日本金融史資料』、25巻、23頁）、無尽会社が他の金貸会社と全く区別し得ない存在であることがあきらかにされている。また質屋会社の場合も、質屋の項で述べたような理由から質屋が法人替えをおこなって、貸金業・建物賃貸・有価証券売買・毛織物・卸小売・古物売買などや、さらに信託業をも営み、他の会社と同様高利による全くの金貸会社として機能したのであった⁽²⁹⁾。

④ 以上については、朝倉『前掲書』、289～307頁参照。

ともあれこのようにして明治も末期には、これまで質屋、無尽・頼母子講、銀行類似会社などにようになった高利貸資本が、たらためて各種の金貸会社を組織し、また多様な業務を兼営してより多面的にその機能を果すのが大きな特徴となったのである。しかしこれらの各種金貸会社が、しばしば同一人によって兼営されることが少なくなかったということは、明治期におけるかれらのあり方を大きく特色づけるものとして注目される点であろう。

（後記（4）問屋制金融については紙数の関係上次号に掲載の予定）